じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

令和8年度　助成事業　募集中

受付期間

R7 9月4日(木)～R7 12月19日(金)

※1次募集のみ（2次募集なし）になる場合がありますのでご注意ください

こんな活動に活用されています！

年末福祉事業　お節配布　（R6）
（南さいはく地域振興協議会）

地域福祉委員や公民館部員、地域の子ども・保護者の協力のもと、独居・高齢者世帯のお節配布を行いました。

世代間交流事業　（R5）
（御内谷区）

公民館でのソバ打ち体験、料理教室、天宮さん散策、清掃活動を通じて集落間、世代間での交流を行いました。

スポーツを通じた
地域づくり事業　（R6）（境区）

世代間交流事業　（R5）
（法勝寺6区）

ボランティア団体への助成も行っております！

食育ボランティア普及活動事業（南部町楽食クラブ）として、クラブ会員が統一して着用するジャンパーやエプロン購入への助成など、ボランティア団体への助成も行っております。

たくさんの申請をお待ちしております！！

南部町共同募金委員会

(0859)66-2900

担当：南部町社会福祉協議会　平田

令和８年度助成事業（１次募集）要項（簡略版）

助成対象	福祉団体・ボランティア団体・集落・地域振興協議会など
助成内容	誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、ともに助け合い、地域や社会を良くして行こうとする活動に助成を行います。 **①地域福祉活動事業助成**（福祉関係団体、ボランティア団体等が行うもの）：**上限30万円** **②民間社会福祉活動事業助成**（1法人1事業）：**上限15万円** **③地域活動事業助成**（集落、地域振興協議会（必要経費の1/2以内）等が行うもの）：**上限20万円** **④歳末たすけあい事業**：**上限10万円** ※ ①～③は2026年４月1日～2027年3月31日に実施完了する事業を対象とします。 ※ ④は2026年11月以降に実施し、翌年3月には完了する事業を対象とします。
対象経費	**事業に直接必要な経費のみを対象とします。** **次に挙げるような経費は対象となりませんのでご注意下さい。** 〇事業に関する人件費 〇グループ、団体の会員が講師となる場合の謝金 〇スタッフの打合せ会、反省会等のお弁当やお茶等の飲食代 〇イベント等の景品や参加賞としての金券や商品券 〇事業に直接関係のない管理経費、事務経費 〇領収書のとれないもの　　〇修繕費
応募方法	**助成を希望される団体は、以下の書類を応募期間に提出して下さい。** 〇交付申請書　　〇事業計画書　　〇収支予算書 〇団体調書及び直近の総会資料（新規で申請される場合のみ提出して下さい。地域振興協議会、集落は必要ありません。）
助成審査	**応募のあった事業については、審査委員会で審査の後、運営委員会において決定となります。**
審査結果	審査結果については、2026年３月末までに書面で報告します。
助成交付	助成の交付については、事業完了後に報告書並びに請求書の提出に基づき、精算払いをさせていただきます。

お問合せ　南部町共同募金委員会　0859-66-2900（担当：社協　平田・今井）